クリス事件とは？

2018年7月の深夜，千葉県市川市で，帰宅途中の女性が襲われ，口淫を強要される事件が起きました。
女性は，その場で精液を吐き出し，帰宅後にうがいをしてから警察に通報しました。そのため，DNA鑑定のために被害者から採取された資料は，被害者の口腔内細胞と犯人由来の細胞が混合したものであるだけでなく，被害者由来のDNAの量に比べ犯人由来のものは極めて微量であるという，鑑定を困難にする条件が生じました。

事件から3年4か月後の2021年11月，クリストファー・スティーブン・ペインさん（以下，クリスさん）は，そのDNA型が、DNAデータベースに登録されていた犯人の型と「矛盾しない」とされて逮捕・起訴されました。起訴後，改めてDNA型鑑定が行われましたが，その手順には問題がありました。

DNA型鑑定の結果を除いて、クリスさんの犯人性を示す証拠はありません。むしろ，事件当日は東京都渋谷区にあった飲食店で働いていたこと，日本人の交際相手がおり，事件のわずか5分後に“Miss You So Much（会いたいよ）”というメッセージを送信していたことなどから，犯人性は否定されるはずです。

クリス事件とは，無実のクリスさんが不確かなDNA鑑定によって起訴された事件です。



DNA鑑定の闇…

https://innocenceprojectjapan.org/

イノセンス・プロジェクト・ジャパン
クリスさんを支援する会



クリストファー・スティーブン・ペインさんの事件について知って頂きたいこと

ver. 1

クリス事件におけるDNA鑑定

被害者から採取されたDNA資料は，千葉県警科学捜査研究所（科捜研）でDNA鑑定されました。科捜研は二段階細胞融解法と呼ばれる方法を用いて犯人の精子のDNAを分離しようとしましたが，被害者と犯人のDNA型が混合した結果しか得られませんでした。事件当時，被疑者を特定することはできませんでした。

2020年，本件とはまったく別に，クリスさんは山梨県で酔っ払って他人の家の玄関で寝てしまい，警察を呼ばれてしまいました。クリスさんは，住居侵入罪で現行犯逮捕され，翌日釈放されましたが，その際，警察官から求められて口腔内細胞の任意提出に応じました。クリスさんは，ドラマCSIなどでDNA鑑定が性犯罪の決定的な証拠になることは知っていましたから，もし事件を起こしていたのなら，口腔内細胞の任意提出には応じなかったでしょう。クリスさんにとって，本件は全く身に覚えのないことだったのです。ところが，クリスさんのDNA型は，犯人のものでありうるDNA型と「矛盾しない」という結果となりました。

クリスさんは，より正確なDNA鑑定を求め，起訴後に国選弁護人を通してDNA再鑑定を請求しました。そこで千葉地裁は，K大学のY教授に再鑑定を命じました。Y鑑定人は，二段階細胞融解法を用いず，被害者と犯人のDNA量の比率が大きく異なる鑑定資料をそのまま分析しました。その結果も，クリスさんの型と「矛盾しない」というものでした。そして，Y教授は，その出現頻度を約17兆人に1人と計算しこれが国選弁護人に伝えられました（最終的には，約２６４０億人に1人という数値が提示されました）。国選弁護人は出現頻度の数値に圧倒され，無罪判決を得ることは無理だと考えて，クリスさんを説得し，事件について争わない方針で2023年1月16日から裁判員裁判が開かれることとなりました。

友人達の支援

クリスさんを良く知る友人たちにとって，彼が女性に暴力を振るうとは到底思えませんでした。支援者の一人は，クリスさんの無罪主張に沿った弁護を引き受ける弁護人を探すため，50か所もの法律事務所に電話をかけました。弁護士がなかなか見つからないなか，2022年12月末，IPJのホームページに行きあたり，支援申込みがなされました。

IPJの弁護士は，本件のDNA鑑定には問題があると考え，2023年1月10日（裁判員裁判予定の6日前）にクリスさんと接見しました。クリスさんから，直ちに弁護人になってほしいと依頼され，IPJの弁護士が（無償で）私選弁護人となることになりました（この場合，国選弁護人は解任されます）。裁判員裁判の予定はすべて取り消され，無罪を獲得するための闘いが始まりました。

一審の有罪判決

弁護人は「Y鑑定は，犯人のDNA型を特定できないのに出現頻度を算出したDNA鑑定であって決定的な有罪証拠ではない。クリスさんは事件当時，東京都渋谷の職場で働いていて，それを証明するシフト表が存在するだけでなく，事件の5分後に交際相手に送信したメッセージは決定的な無罪証拠である」と主張しました。

しかし，2024年7月9日，千葉地裁はクリスさんに懲役8年の判決を言い渡しました。裁判所は，「Y鑑定によると，地球上に犯人と同じDNA型の人物は被告人しかいない。犯人であることとメール送信は矛盾しない」など，DNA鑑定だけで有罪認定できるとし，無罪証拠の存在を正しく考慮しませんでした。

控訴審による有罪破棄判決

弁護団は，直ちに東京高裁に控訴を申し立てました。その過程で2つの重要な問題が浮上しました。

①アメリカのDNA鑑定の専門家であるサイモン・フォード（Simon Ford）博士から，生データの分析が重要であることを教えられ，Y教授から生データの開示を受けました。サイモン博士の分析により，Y鑑定人は，型判定ソフトがDNA型と判定していない座位を，少なくとも4か所，クリスさんの型と一致するように「加筆」し，クリスさんの型と矛盾する型を，少なくとも1か所「削除」したことがわかったのです。Y鑑定人は，これらの編集過程を一切鑑定書に記載せず，法廷でも証言していませんでした。

②本件では，携帯電話の位置情報が明らかになりさえすれば，クリスさんの無実が証明されます。弁護団は，2025年5月に，クリスさんのGoogleアカウントのID等を入手して検察官に提供し，事件当時の所在場所を調べるよう求めました。警察・検察は，逮捕と同時にクリスさんの携帯を押収しながら，携帯電話会社に位置情報記録の保存期間が過ぎていることを確認しただけで，それ以上の積極的な捜査をしてこなかったのです。

控訴審では，弁護側からだけでなく，検察官からもY鑑定人の証人尋問が請求されました。ところが，東京高裁は，Y鑑定人の尋問を含め証拠調べ請求の大半を却下し，2回の公判を開いただけで，結審しました。2025年12月11日の判決は，Y鑑定に関して疑義が生じたことを認め，有罪判決を破棄し裁判を一審に差し戻すという内容でした。有罪判決が破棄されたことは大きな進展です。しかし，Y鑑定人の鑑定結果に疑いが生じうることを認めたのであれば，高裁が出すべきは無罪判決でした。弁護団は上告しましたが，2026年6月1日，上告は棄却されました。

クリスさんにご支援を！

クリス事件は，無罪証拠を無視したDNA鑑定によるえん罪です。

裁判所は，保釈を認めず，5年近くもクリスさんを勾留し続けています。「人質司法」そのものです。長期勾留によって，クリスさんの健康は悪化し，控訴審判決後は，原因不明の鼻血や頭痛，身体の痛みに悩まされています。保釈されていれば受けられるはずの検査や十分な治療が，施設内では提供されていません。

有罪の決定的証拠とされたDNA鑑定は，クリスさんに有利なデータを削除し，クリスさんの型と矛盾しないよう解釈したものでした。

警察・検察が，DNA鑑定結果を偏重せず，逮捕と同時に押収した携帯電話の位置情報を積極的に捜査していれば，クリスさんは，起訴されることはなかったのです。

クリス事件は，日本の犯罪捜査と刑事裁判に深刻な問題が潜んでいることを教えています。

どうか，クリス事件に注目して頂き，ご支援下さるようお願いします！

クリス事件については、
イノセンス・プロジェクト・ジャパン
のＨＰでより詳しく説明しています。
興味を持ってくださった方は
是非ご高覧ください。